

別紙2

「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成19年3月30日付け健水発第0330006号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">健水発第0330006号 平成19年3月30日 (最終改正 <u>令和5年3月31日</u>)</p> <p>第2 留意事項 1. 原水に係る検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。 また、平成20年度以降については、原水の指標菌の検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法（昭和32年法律第177号）第20条第1項の規定に基づく水質検査に準じて、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第6項の規定に基づく水質検査計画に位置付けられたいこと。</p>	<p style="text-align: right;">健水発第0330006号 平成19年3月30日 (最終改正 <u>平成26年3月31日</u>)</p> <p>第2 留意事項 1. <u>定期的な</u>原水に係る検査の実施について 水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度を把握するため、指針に基づき、できるだけ早期に原水に係る検査の実施体制の整備等につき必要な措置を講じ、<u>定期的に</u>原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。 また、平成20年度以降については、原水の指標菌の検査及びクリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある施設における原水のクリプトスポリジウム等の検査についても、水道法（昭和32年法律第177号）第20条第1項の規定に基づく水質検査に準じて、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第6項の規定に基づく水質検査計画に位置付けられたいこと。</p>